

# 第3陣訴訟は和解協議継続中

客室乗務員養成訓練の期間を含めて5年2ヵ月の雇用期間となり、無期雇用を申し込んだところ、「訓練期間は雇用ではない」として雇い止めされ、労働審判から訴訟になった第3陣訴訟（原告3名）は、今年1月17日、東京地裁で完全勝利判決が出されました（写真）。



しかしKLM オランダ航空(KLM)が控訴、その第1回控訴審が6月7

日に行われましたが、あっという間に結審し、すぐに和解協議が行われました。

これは、KLM が無期雇用を認め、解決に向けた和解協議を行う旨を裁判所に伝えていたことが理由でした。KLM が白旗を上げたため、この時点で勝利は確定です。その後7月、9月と和解交渉が行われましたが、職場復帰に必要な本国の労働組合の承認が遅れているため、継続協議となっています。

## 外務省の日本 NCP が最終報告を公表

# KLM は OECD 行動指針に反する

KLM オランダ航空の日本人客室乗務員の使い捨ては、OECD 多国籍企業行動指針違反だとして、ジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）が、OECD 窓口となる外務省「日本 NCP」に問題提起していた事件（2018年7月申し立て）で、日本 NCP は2022年6月3日に最終報告を公表しました。

JCU が提起した内容は、①オランダ本国採用者は正社員雇用的一方で日本人は契約制としていることは「人種による差別禁止」に反し、②日本国内の客室乗務員が正社員雇用となる中で、KLM が契約制のままとしていることは「受入国(日本)の雇用及び労使関係の基準を下回らない」とする行動指針に反するというものです。

日本 NCP はオランダ NCP と連携し、KLM に提起内容に関する協議への参加を要請しましたが、KLM は訴訟になっていることなどを理由に拒否したため、協議は行われませんでした。

その結果、今回の最終報告となりましたが、結論に「KLM オランダ航空が行動指針を尊重しつつ、活動することを求める」と記載されました。裏返せば、KLM は OECD 多国籍企業行動指針を、尊重していないということです。



報告は外務省ホームページで公開されています。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100394699.pdf>)

政府の公式ホームページで公開されたことは、国際的にも不名誉なことです。KLM は、国際的大企業としての社会的責任を果たし、日本人客室乗務員を正社員雇用とすべきです。

2022年11月 KLM オランダ航空雇止撤回ビラ

航空労組連絡会 Japan Cabin Crew Union (JCU)

〒144-0043 東京都大田区羽田5-11-4 Tel03-3742-3251



# KLM オランダ航空 日本人契約制客室乗務員雇止事件

## 裁判の山場の証人尋問

# 説得力で勝った原告の証言

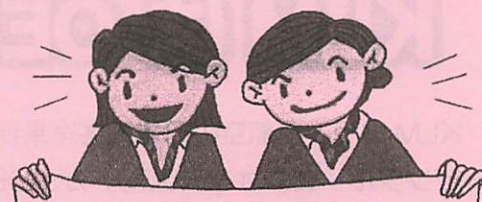
KLM オランダ航空 (KLM) の日本人客室乗務員雇止め事件、1,2,4 陣訴訟 (原告 29 名) は、2018 年 12 月に提訴してから 3 年 8 ヶ月、8 月 29 日、9 月 15 日に裁判の山場となる証人尋問が行われ、会社側はオランダ本社の 2 名を含む 4 名、組合側は原告 4 名の証人が法廷で証言しました。

裁判の争点は、①採用から勤務時を通しての契約更新期待の有無、②2015 年に団交を踏まえて結んだ「1 回限り 3 年契約」の合意書の有効性、③法の適用に関する通則法に基づくオランダ国内法適用の可否 (適用されれば 2013 年契約更新時に無期雇用実現) の 3 つに絞られ、そこを中心に尋問が行われました。

契約更新の期待に関して、募集要項には契約制との記載がなかったことについて、会社側証人は 4 人とも採用面接で「有期雇用であることを伝えた」と言いましたが、本社採用担当の証人は記憶があいまいで、2015 年当時の団交に出席していた証人は、団交の中で「有期雇用と説明してなかったのだろう」と発言しており、証言の信ぴょう性に疑問が生じました。

通則法に基づくオランダ国内法適用問題については、その要件である「組織的な勤務管理」は日本でしていたと証言しましたが、日本人客室乗務員の就業規則、残業に関する労使協定もありません。また懲戒規定がないにも拘わらず「社会通念上の判断で行う」と法律を無視する発言まで行いました。勤務割の内容や、日本人客室乗務員の上司のオランダ人の名前も知らず、勤務管理の実態が無いことが明らかになりました。

一方で原告証人 4 名は、採用時から 8 年勤務した間のエピソードを交えつつ契約更新の期待があったこと、2015 年の合意書を結んだ前提に会社のウソがあったこと、勤務管理はオランダ本社が行っていたことを具体的な事実を示しながら証言しました。どちらの証言に説得力があったか、傍聴者にもはっきりわかる証人尋問となりました。



## 次回口頭弁論(結審)

12月15日 10:00 709号法廷

## KLM オランダ航空「無期転換逃れの雇止事件」とは

KLM オランダ航空 (KLM) のアムステルダムー日本路線には、契約制の日本人客室乗務員が乗務していますが、2018 年 7 月以降、経験豊かな日本人客室乗務員が次々と雇止めされました。

日本人客室乗務員の必要性がなくなった訳ではなく、雇止めた人数分を新たに採用し、人を入れ替えているだけです。これは 2013 年 4 月以降、労働契約法 18 条により 5 年を超えて働くと無期雇用へ転換する権利が生じるため、それを防ぐことを目的とする「無期転換逃れの雇止め」そのものです。現在、雇止めの撤回を求めて 32 名のジャパンキャビンクルーユニオン組合員が、裁判でたたかっています。

